

板橋区立小中学校・幼稚園における新型コロナウイルス感染症への対応について

板橋区教育委員会

1 お子さま・ご家族の体調不良時の対応

以下の場合、大事をとって学校（園）をお休みください。

- お子さまが体調不良の場合
- お子さま・ご家族が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった場合
- お子さま・ご家族が新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合

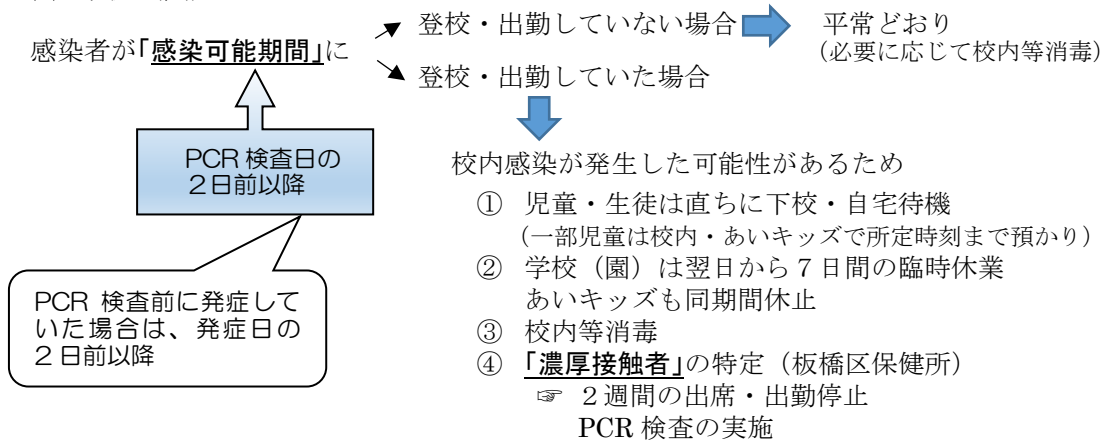
※ お子さま・ご家族を問わず、PCR 検査を受けることになった場合や濃厚接触者となった場合、またその検査結果について、必ず学校（園）にご連絡をお願いします。

2 児童・生徒、教職員に感染が判明した場合の対応

(1) 感染者

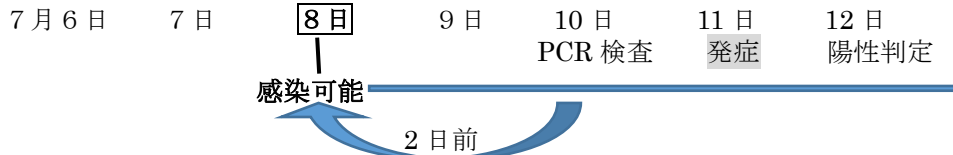
出席・出勤停止、自宅待機

(2) 学校（園）



■感染可能期間の例示

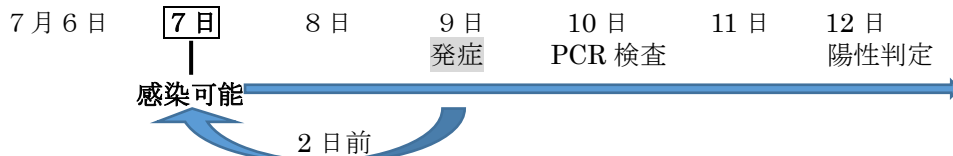
【例1】



【例2】（症状なし）



【例3】



児童・生徒や教職員に感染が判明した場合は、保健所が感染者本人やご家族、学校等から行動履歴のヒアリングを実施し、濃厚接触者を特定します。濃厚接触者が判明した場合は、保健所から本人や保護者へ連絡が入ります。

また、濃厚接触者と特定された人については、PCR検査が実施され、その結果が陰性であっても、児童・生徒の場合は学校保健安全法第19条に基づき出席停止とし、教職員の場合は、病気休暇等の取得等により出勤させない扱いとします（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020. 6. 16Ver. 2）。

3 感染者等に対する偏見や差別等の防止について

区内の学校等での新型コロナウイルスの患者及び濃厚接触者等の氏名等については、プライバシー保護の観点からお答えしていません。リスクのある方は感染させる可能性がなくなるまで、保健所の指示で入院等しておりますので、冷静なご対応をお願いします。

感染された方やそのご家族、関係者の方へのご配慮を重ねてお願いいたします。

《用語の定義》

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和2年5月29日版）より

【患者（確定例）】

- 「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

【感染可能期間】

- 「患者（確定例）の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間とする。
- 「無症状病原体保有者の感染可能期間」とは、陽性確定に係る検体採取日の2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間とする。

【濃厚接触者】

- 「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」（無症状病原体保有者を含む。）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。
 - ・ 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
 - ・ 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
 - ・ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。